

役員等報酬基準について

社会福祉法人神川保育園
平成 29 年 5 月 20 日理事会、評議会で決議

役員等報酬基準について、次のとおり定める。

理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員は無報酬とする。

〈参考〉

第 2 章 評議員

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員は、無報酬とする。

第 4 章 役員及び職員

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事は無報酬とする。

評議員選任・解任委員会運営細則

(委員の報酬等)

第 6 条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

評議員選任・解任委員は無報酬とする。